



満年齢で措置解除となった児童養護施設退所者への アフターケア:支援内容と支援時期との関連性の検証

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-04-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 嘉余子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003075

満年齢で措置解除となった児童養護施設退所者へのアフターケア ：支援内容と支援時期との関連性の検証

伊藤 嘉余子

大阪府立大学人間社会学部

要 旨

本研究では、満年齢で措置解除となった児童養護施設退所者を対象としたアフターケア実践における、支援内容と支援時期との関連性について検証することを目的として70ケースの事例分析を行った。

分析の結果、以下の3つの必要性が示唆された。(1) 施設退所前におけるアフターケア実践に必要なアセスメントとプランニング、(2) 施設職員がアフターケアを行うための体制整備や強化、(3) アフターケアに特化した機関の設置。

キーワード：児童養護施設、満年齢での措置解除、アフターケア

1. 研究の背景と問題の所在

家庭復帰せずに18歳や20歳まで児童養護施設で育った子どもたちが、社会的に自立した生活を営むことができるようになるには、施設入所中のみならず、施設退所後においても継続的な支援、つまりアフターケアが非常に重要である。一般家庭の子どもたちとは異なり、社会的養護下で育った子どもたちは、自分の親が「あてにできない親」であることが多く、経済的にも精神的にも施設を頼るしかない状況にあるケースが少なくない。

2005（平成17）年に児童福祉法が改正され、児童養護施設退所者のアフターケアが児童養護施設の業務として位置づけられた。しかし、アフターケアを実践するための交通費や人件費の保障をはじめ、有効なアフターケアを十分に実践できるような具体的な体制は整えられていない。そのため、児童養護施設退所者のアフターケアは、施設ごとの工夫や努力によって展開されている現状といえよう。

また、「アフターケア」とひとことで表現しても、退所理由や退所に至った経緯、退所後の本人や家族の状況等によって、ニーズは大きく異なるし、アフターケアとして行うべき支援は多岐にわたる。例えば、18歳未満で退所となったケースでは、アフターケアの重要機関として児童相談所に大きな役割を期待できるが、18歳を迎えての退所となった場合、児童相談所の対象年齢外となるため、施設が連携してアフターケアを行うことのできる社会資源が非常に限定される。地域によってはほとんど資源のない場合もある。また、施設から遠方に住むことになった退所者へのアフターケアを継続的に出身施設が行うことは困難であり、出身施設以外にアフターケアを主体的に担う機関や社会資源が必要である。

加えて、18歳未満での退所ケースの多くは「問題解決型の家庭復帰」であるのに対して、18歳（高校中退や中卒就職だと15歳）以上になってからの「卒業（高校中退を含む）・満年齢での措置解除（以下、満年齢での措置解除）」ケースでは、入所時の養護問題がほとんど解決されていない、あるいは悪化

しているケースがほとんどである。そのため、「親からこれ以上傷つけられないための支援」や「親と上手に距離をとって生活していくための支援」といった援助がアフターケアとして重要になってくる。

さらに、「アフターケアには終わりが無い」との指摘もある（伊藤：2011）。退所後何年経過しても、退所者が新たな困難や課題に直面するたびに出身施設が支援を行っていくことは極めて困難であると考えられる。また、どの施設からも毎年退所者が出ることに加えて、施設職員は現在施設に入所している子どものケアも行っている。出身施設の職員だけが退所者のアフターケアを担う中心的な役割を果たすことには限界がある。しかし、施設退所者がアフターケアを必要としていることも事実であり、彼らの自立生活をどのように支えていくべきかを考究することは非常に重要な課題であるとする。

2. 研究の目的

本研究では、まず、以下の2点を明らかにすることを目的とした。

- (1) 各児童養護施設で実施している、満年齢での退所者へのアフターケアの実際
- (2) アフターケアとしての実践内容と退所後からの期間との関連性

さらに、上記2点を踏まえたうえで、今後より有効なアフターケアを実践するために必要な視点、方法、条件整備などについて考察し、一定の提案を行うこととした。

3. 研究の方法

本調査研究に先立って実施したプレ調査において研究協力の承諾を得ることのできた30ヶ所の児童養護施設より、2009年度内に実施したアフターケアの事例120ケースを収集した。収集した事例のなかから「家庭復帰ケース」「他施設等への措置変更ケース」を除いた「満年齢での措置解除ケース」70事例を抽出し、本調査研究の分析対象とした。なお、本研究における「満年齢での措置解除ケース」については、以下のように定義した。

「満年齢での措置解除ケース」とは

- ①中卒あるいは高校中退で措置解除・退所となったケース
- ②18歳（高卒）で措置解除・退所となったケース（家庭復帰（家族と同居）を含む）
- ③19-20歳まで措置延長の後、措置解除となったケース

分析対象とした70事例をさらに「兆候発見的アプローチに基づく内容分析」によって以下の2種類に分類した。

- ①定期的支援としてのアフターケア（36事例）
- ②危機介入的支援としてのアフターケア（34事例）

①と②に分類した全事例のエピソード記述について、大谷（2007）による「SCAT（Steps for Coding Theorization）」の手順（4ステップコーディング）に基づいて分析を行った^{注1}。

分析結果に基づき、①と②それぞれのアフターケアに関する「ストーリーライン」「抽出したカテゴリー間の相関」について明らかにし、図式化を行った。

4. 倫理的配慮

調査への協力依頼時および事例の収集時に、収集した事例の保管方法、分析結果の公表方法と配慮事項について文書に明記し、調査票の返送および事例の提示によって調査趣旨および結果の公表等について了承を得たものとした。

収集した事例については、施錠できる研究室内に施錠できる書類ケースを用意し厳重に保管した。事例の分析脚気について、学会での研究発表や論文発表という形で公表予定であることも調査依頼時にあわせて伝えており、その際には施設や個人が特定されないよう万全の注意を払うことを文書によって誓約している。

また、分析結果の図表等については協力施設に事前に提示し、内容や公表方法について確認し承諾を得ている。

5. 研究結果

(1) 定期的支援としてのアフターケア (36 事例)

定期的支援としてのアフターケア事例として分類したものの概要は表1のとおりである。

(表1) 定期的支援としてのアフターケア事例の概要

	支援時期	支援内容の概要
1	退所後6ヶ月	職場訪問/就労状況の把握/上司・本人・職員の三者面談など
2	退所後3ヶ月	家庭訪問/食生活改善の助言指導/現在の状況把握/精神的ケア
3	退所後3ヶ月	家庭訪問/メールや電話に出るよう指導/実母との関係調整
4	退所後7ヶ月	電話(遠方のため訪問不可)/生活把握/将来の目標設定
5	退所後2ヶ月	家庭訪問と電話/情緒不安定へのケア/通院援助/相談支援など
6	退所後1ヶ月	施設に自分から積極的に来所/相談支援/入浴や食事の支援
7	退所後1ヶ月	家庭訪問/生活把握/相談支援/家事などの指導/金銭管理助言
8	退所後~1年	施設に定期的に来所し、近況報告を義務付けている
9	退所後9ヶ月	メールでの近況報告/季節行事等の相談/愚痴や相談支援など
10	退所後6ヶ月	家庭訪問/遠方で一人暮らし/生活把握/励まし/助言支援など
11	退所後~1年	短大訪問/短大教員との定期的な打合せ/通学状況把握など
12	退所後10ヶ月	職場訪問/勤務状況把握/本児の特性説明/本児との面接など
13	退所後1ヶ月	職場訪問/本児の病状等の説明/上司・本人・職員で面談など
14	退所後~5ヶ月	毎朝起床確認の電話で通勤支援/職場への定期的な連絡など
15	退所後~1年	月1回施設に来園/近況報告/相談支援や助言指導
16	退所後~4ヶ月	週に1回家庭訪問/家事支援/生活把握/相談支援や助言指導
17	退所後~3ヶ月	週に1回通院支援/職場への事情説明/本人の心のケア
18	退所後~1年	月に1~2回家庭訪問/一緒に外出等の気晴らし支援
19	退所後3年	電話相談(かかってきたら対応)金銭管理の助言
20	退所後3年	数か月に1度は訪問/結婚・出産・育児に関する相談支援
21	退所後3年	本児の親への定期的連絡/お金の無心の有無の確認
22	退所後2ヶ月	日常的な職場訪問と様子伺い/立ち話的な相談支援
23	退所後6ヶ月	電話やメール/職場での愚痴を聞く/相談支援や助言/精神的ケア
24	退所後4ヶ月	電話や来園による相談/カウンセリング機関の紹介など
25	退所後4ヶ月	家庭訪問/貯金など金銭管理の助言指導/恋愛相談など
26	退所後1ヶ月	転居にかかる諸手続きの支援/家具等の買い物付添と助言

27	退所後1ヶ月	自宅から職場までの通勤付添 / 立ち話的な相談支援
28	退所後4ヶ月	施設来園 / 余暇の過ごし方の相談 / 友人関係の相談
29	退所後9ヶ月	電話や施設来園 / 家族関係に関する相談 / 職場の愚痴
30	退所後3ヶ月	家庭訪問 / 家事（食事や掃除）の助言指導 / 金銭管理の指導
31	退所後1ヶ月	職場訪問と家庭訪問 / 生活把握 / 就労状況把握 / 職場への説明
32	退所後1ヶ月	短大への通学支援 / 毎朝起床確認のメール / 生活全般の相談支援
33	退所後2ヶ月	家庭訪問 / 家事の助言指導 / 掃除支援 / 定期的な食事支援
34	退所後3ヶ月	毎晩のメールか電話による報告・相談 / 孤独感へのケア
35	退所後1ヶ月	家賃ほか必要経費の支払い状況確認 / 給与の使途の助言
36	退所後～1年	定期的な電話による相談支援 / 今後の目標等の確認

①支援内容のレポーター（表2）

36事例のうち、3件以外は「退所後1年以内」の事例であった。支援の対象としては「本人」「職場/学校」「本人の家族」の3つがあった。また、支援の方法・手段としては大きく「訪問（家庭訪問や職場訪問など）」「施設への招待」「通信（電話・メール等）」が挙げられた。支援の内容や目的としては「様子伺い・実態把握」「助言・指導」「相談支援」「通学・通勤等の付添」「連絡・報告」があった。

（表2）定期的支援としてのアフターケアのレポーター

	本人	本人の家族	職場	学校
訪問	様子伺い 生活等への助言	本人との関係の もち方の依頼 / 助言	様子伺い、御礼と依頼 今後の連絡先（施設担当者）の確認	
メール / 電話 / 手紙等	様子伺い			
施設に招く	様子伺い 生活等への助言	様子伺い 親子関係への助言		
通勤 / 通学 付添い	通勤 / 通学の付添い			通勤 / 通学の付添い

②支援時期と支援内容に焦点をあてた分析結果

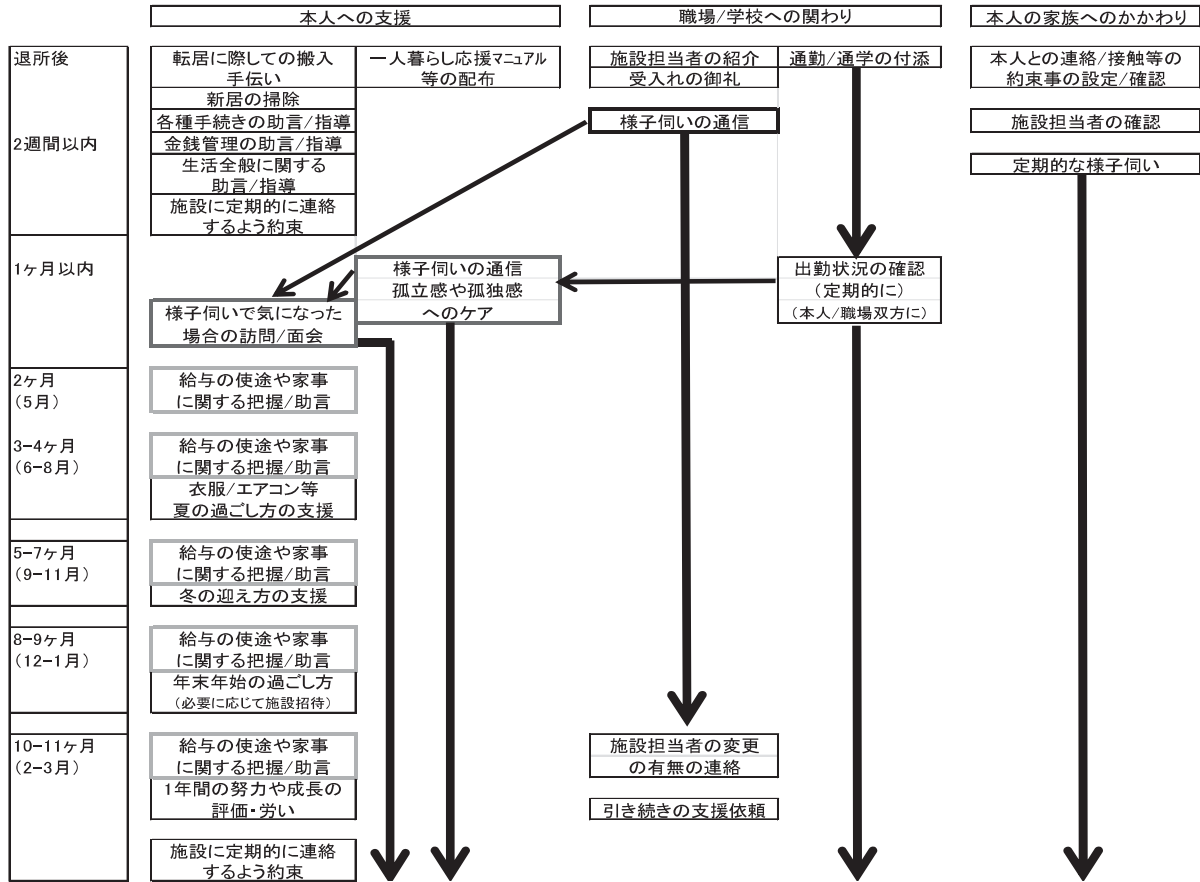
36事例のエピソード記述を SCAT の手順にしたがい分析を進め、抽出されたテーマや概念に基づき、支援時期と支援内容に焦点をあてたストーリーラインを作成した（図1）。

まず、全体的な流れとしていえることは、基本的には「定期的な本人への通信（メールや電話）」を行い、その中で違和感をおぼえた場合、訪問や面会などを行うということである。様子伺いの通信に関するエピソードの中では「(本人の) 孤立感」「孤独感」といったキーワードの出現頻度が高く、施設職員の関心がきちんと退所者に向いていることをいかに伝えるかという点が大切にされていることがうかがえた。また、定期的な通信や助言支援の内容としては「家事」と「金銭管理」が主たるテーマであるとともに、季節に応じた生活の営み方を意識した支援が展開されていることが明らかとなった。

二つ目として、退所後1ヶ月以内に重点的に家庭訪問が頻繁に行われている点が特徴として挙げられる。これは、職場の寮や賃貸住宅における一人暮らし生活をスタートするにあたって、必要な手続きや生活用品の準備を支援したり、食事や掃除など一通りの家事に関する助言や支援を行ったりすることが目的とされていた。また、「定期的に施設に顔を出す」「毎月家計簿をみせる」等、今

後の生活における一定の約束事を決めることにしている事例が多かった。

(図1) 定期的支援としてのアフターケアにおける支援時期と支援内容との関連性



三つ目として、親からの性的虐待ケースや親に借金があるケース等、親子関係に不安や課題のあるケースでは、本人だけでなく別居している家族に対する支援を行っていることが明らかになった。しかし、必要性を認識していても、思うような頻度で家族訪問できないケースも多く、そうしたケースでは後に「危機介入的支援ケース」に進展している状況が示唆された。

四つ目として、施設職員が毎朝電話やメールで起床を支援したり、職場や大学までの通勤・通学に付き添ったりする等、勤務時間外におけるきめ細かな支援が展開されていることが明らかになった。こうした通信や付添が「定期的な見守り」にもつながっているとの記述が多かった。特に不登校など学校生活でのつまずき体験をもつ人に対してこのような支援を行っていることがわかった。

五つ目として、こうした通信や訪問をベースにした定期的支援は、退所後概ね1年で終了することが多いとのことであった。今回「定期的支援」として分析対象となったケースはすべて「3月退所ケース」であった(高校中退等、年度途中で退所となったケースは、危機介入的支援ケースにはみられたが、定期的支援ケースにはなかった)ため、年度末をもって一つの区切りとして退所者本人にも話をし、4月以降は新たな展開を進めるとともに、また3月に新規に退所するケースに同様の定期的支援を行うとのことであった。

（2）危機介入的支援としてのアフターケア（36事例）

危機介入的支援としてのアフターケア事例として分類したものの概要は表3のとおりである。

（表3）危機介入的支援としてのアフターケア事例の概要

	支援時期	支援内容の概要
1	退所後 6ヶ月	本人が交通事故を起こす／賠償や自身の治療等の金銭面
2	退所後 2ヶ月	情緒不安定になり退職／職場の寮からの転居支援／再就職支援
3	退所後 7年	多重債務の整理／生活保護手続き／再就職支援
4	退所後 2年	退職・転職に伴う転居等の支援／保証人／金銭管理指導
5	退所後 2年	家賃滞納による立ち退き／転居支援
6	退所後 3ヶ月	進学先での対人関係トラブル／退学／就職支援／転居支援
7	退所後 3ヶ月	別居中の家族とのトラブル／家族関係調整・仲介の支援
8	退所後 5ヶ月	進学先での対人関係トラブル／通学継続支援・説得
9	退所後 6ヶ月	別居中の家族とのトラブル／借金／窃盗／家族関係調整
10	退所後 6ヶ月	別居中の家族からの接触（ストーカー）／転居支援／役場との連携
11	退所後 3ヶ月	職場の人間関係トラブル／退職／父と本人の借金
12	退所後 9ヶ月	職場の人間関係トラブル／退職／友人関係トラブル
13	退所後 3ヶ月	情緒不安定で退職／金銭トラブル／友人関係トラブル
14	退所後 5ヶ月	近隣トラブル／近所への謝罪訪問／本人への生活指導
15	退所後 2ヶ月	家族関係のトラブルから自殺企図／情緒不安定
16	退所後 4年	借金／毎月必要額を職員が支援→給料日に返済を繰り返す
17	退所後 2ヶ月	職場の寮内での窃盗や暴力行為／退職／生活指導／就労支援
18	退所後 2年	情緒不安定により退職／再就職先の紹介／転居支援
19	退所後 2年	本人から別居中の家族への暴力／関係調整／生活指導
20	退所後 4ヶ月	情緒不安定により退職／就労不可能で入院・施設入所
21	退所後 1年	無断欠勤／情緒不安定による退職／再就職支援
22	退所後 3ヶ月	叔父とのトラブル／退職／施設長宅からの通勤支援
23	退所後 9ヶ月	失恋を苦に自殺／親族はおらず施設で葬儀を行った
24	退所後 4ヶ月	出会い系サイトで知り合った異性に金銭を騙し取られる
25	退所後 2年	職場仲間からの借金や窃盗／退職／職場への謝罪／再就職支援
26	退所後 2年	姉の入院と父の生活保護に関する相談
27	退所後 2ヶ月	別居中の父とのトラブル／関係調整
28	退所後 4ヶ月	本人の情緒不安定と精神科入院／入院や休職手続きの支援
29	退所後 2ヶ月	情緒不安定で退職／引きこもり／生活支援／相談支援
30	退所後 2年	本人の浪費癖／借金の整理／金銭管理指導
31	退所後 6ヶ月	別居中で無職の家族からのお金の無心／家族関係調整・介入
32	退所後 1年	本人が飲食店で暴力行為／店や相手への謝罪／本人への指導
33	退所後 2年	施設に連絡なしで退職／友人宅を放浪／友人からの苦情
34	退所後 2年	退職後精神疾患を発症／入院・通院の手続き支援／就職支援

①支援内容のレパトリリー（表4）

支援ニーズとしては「就労支援（退職・再就職）」「情緒不安定など精神的ケア」「家族関係トラブル」「学校や職場での対人関係トラブル（失恋を含む）」「金銭トラブル」「自死」に分類された。

問題発生時期や支援開始時期については、退所後 1 年未満のケースが多かった中で、金銭トラブ

ルが退所後 2 年目以降に集中している点が目立った。また、多くのケースで、本人の不安など情緒不安定の問題が関連しており、またその背景には施設入所前からの課題としての「親子の愛着不全の問題」があるとのエピソード記述が多かった。

相談を持ち込んだ人物としては「退所者本人」が最も多かった一方で、2 年目以降のあらゆる支援ニーズにおいて「本人から」のケースが激減する傾向にあった。先述したように「定期的支援」は退所後 1 年で終了するケースがほとんどである。施設からの定期的通信がなくなった後、退所者本人から施設に SOS を出しにくいのではないかと推察する。

危機介入的支援ケースの主たる担当者は、ほとんどのケースにおいて「元担当職員」であった。退所者本人との人間関係ができていく立場の職員が果たす役割の重要性がうかがえる。また、複数の機関との連携が必要になる深刻なケース（多額の借金、傷害や窃盗など）では施設長が果たす役割も重要であった。

(表 4) 危機介入的支援としてのアフターケアのレポートリーと特性

	就労支援 (退職・再就職)	精神的ケア	家族問題 への支援	対人関係 トラブル対応	金銭トラブル対応 (借金・滞納等)	自死
相談もと	本人から	学校や職場 本人から	本人から	学校や職場 本人から	関係機関など 本人以外から	本人以外から
相談 / 支援時期	1 年未満から 5 年以上と多様	1 年未満が多い	1 年未満から 5 年以上と多様	1 年未満が多い	2 年目以降	1 年未満
主たる 担当者	元担当職員	元担当職員	元担当職員と FSW	元担当職員 施設長	元担当職員 施設長	元担当職員 FSW、施設長
主な 相談内容	離職や再就職と それに伴う転居 等の相談	孤独 / 孤立感 情緒不安定 漠然とした不安	虐待親の接触 親からの搾取や 無心	学校や職場での 人間関係 失恋など	借金や詐欺被害 家賃やライフライン料 金の滞納等	退所者の自死

②時系列でみる危機介入的支援としてのアフターケア

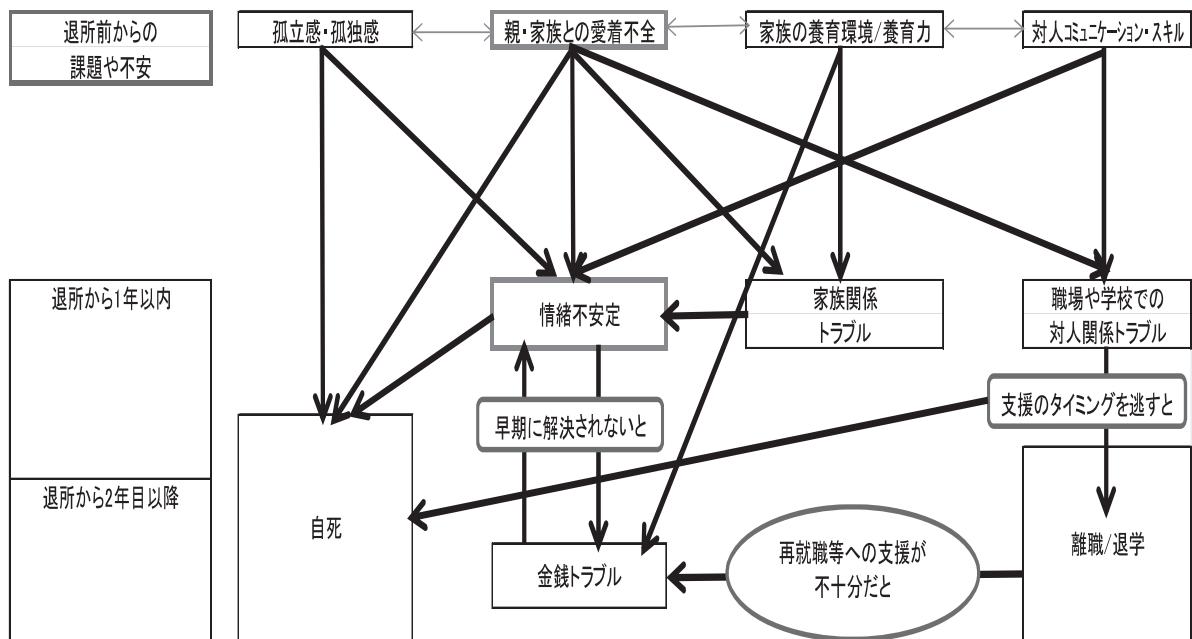
34 事例のエピソード記述を SCAT の手順にしたがい分析を進めることによって抽出されたテーマや概念に基づき、支援時期と支援内容に焦点をあてたストーリーラインを作成した (図 2)。

まず、ケース全体をとおして、退所前もしくは施設入所前から解決されていない多様な課題が、危機介入を必要とするに至った背景に潜んでいることが明らかになった。退所前からの課題や不安としては、大きく「孤立感や孤独感」「親・家族との愛着不全」「家族の養育環境 / 養育力」「本人の対人コミュニケーションスキル」の 4 つに分類できた。

二つ目として、退所後 1 年以内に、危機介入を必要とするトラブルが発生することが多いが、タイミング良く施設が対応できないケースが多い実状が明らかになった。その結果、事態が深刻化するとともに、退所者本人から施設や職員への不信感が強まり、本人からの連絡が途絶えたり、事態が深刻化した末に本人以外から施設に連絡が入ったりすることが多いようであった。

三つ目として、危機介入が必要なケースでは「施設職員が行うアフターケア」としての対応だけでは限界のあるケースが多いことが指摘できる。例えば多額の借金や、退所者が加害者となった事件等の対応では、福祉関連以外の関係機関との連携が必要になる等、入所児童のケアとアフターケ

（図2）危機介入的支援としてのアフターケアにおける支援時期と支援内容との関連性



アを兼務する現状にある施設職員では負担が大きすぎるものがエピソードの中にも頻繁に記述されていた。しかしその一方で、退所者のことを幼い時からよく知る「元担当職員」に期待される役割の大きさを強く感じているとの記述も多く、「負担の大きさ」と「期待と役割の大きさ」との間で葛藤する施設職員のジレンマがうかがえた。同様に、勤続年数が長く、かつ様々な権限等を有する施設長の存在が危機介入的アフターケアでは大きいとの記述もみられた。

四つ目として、家庭支援専門相談員（FSW）と元担当職員（保育士や児童指導員）との役割分担の特性が明らかになった。退所者本人への相談支援や助言指導などについては担当職員が担うことが多く、本人の家族や関係機関、職場や学校等とのやりとりにおいては FSW が活躍するケースがみられた。

6. 考察

（1）アフターケアに関する退所前からのアセスメントとプランニングの必要性

今回の調査によって、退所後に発生する多様な課題の背景には、退所前や施設入所前から継続している課題や不安要素が存在することが明らかになった。そのため、退所前の段階において、子どもの特性や心身の状況、子どもや家族の状況、子どもが抱く家族への感情、子どもの対人関係などについてしっかりアセスメントを行ったうえで、退所者一人ひとり個別の「アフターケア実施計画」を綿密に立案する必要があるだろう。

また、プランニングに際しては、起こり得るトラブルの十分な予測と回避方法に加えて、支援時期と支援内容に関する十分な検討も必要である。今回の調査対象となった事例では、ほとんどのトラブルが退所後1年以内に発生していた。その段階で適切に介入し問題解決を図ることができたケースもあったが、職員の不在等さまざまな理由によって適切に反応できず、事態が悪化したケースも多かった。また、退所後2年目以降は退所者本人からの通信や相談がほとんどないこともわかった。このことから、退所後1年以内に重点的に手厚く綿密なアフターケアを展開することの重要性が確認

できたとともに、アフターケアをタイミングよく実施できる体制整備を急ぐ必要性が明らかになった。

(2) 施設職員がアフターケアを行うための体制整備・強化の必要性

先述したように、退所者本人から相談が持ち込まれる退所後 1 年以内に問題が解決できなかった場合、2 年目以降、問題が深刻化するとともに施設と退所者との関係も悪化することが明らかになった。そうした事態を防ぐためにも、タイミングよく支援を展開できるような体制整備が必要である。抜本的には直接支援職員や FSW の増員が望まれるが、新たな取り組みとして、施設内に退所者支援に特化した機関を設置することも視野に入れた体制整備が望まれる。アフターケアにおいては、元担当職員の存在の大きさが多くのケースで強調されている。例えば、担当する子どもが満年齢で退所した職員については、概ね 1 年間は退所者のアフターケアに専念することとし、入所児童の直接支援には入らない等の組織的な改革が必要ではないだろうか。

また、多くの事例において、アフターケアに係る交通費や食事支援や日用品の買い物費用、借金や滞納で相談された際の立替払い等、アフターケア担当職員個人の負担が大きい現実も明らかになった。こうした職員個人の負担軽減に向けた改善策も必要であろう。

(3) 出身施設以外のアフターケア機関の必要性

先述したように、入所児童のケアとアフターケアとを兼務することの限界が明らかになっている。また、退所者が必ずしも出身施設の近くに居住するとは限らず、遠方に転居するケースも多い。そのため、施設内にアフターケアに特化した専門機関を設置する取り組みに加えて、地域資源として、施設出身者の自立生活を支える支援機関を設置する必要がある。また、近年広まりつつある、社会的養護出身者による当事者支援団体活動に対する社会的支援の充実も大切である。

7. おわりに：今後の研究課題

本研究では、満年齢での施設退所者のアフターケアについて、支援時期と支援内容に焦点をあてた分析をおこない、考察した。

今後の研究課題として、支援時期と支援内容との関連性に加えて、具体的な支援内容とその結果との因果関係や、支援ニーズ特性と支援内容との関連性についてもさらなる分析を進めていきたいと考えている。

また、考察の部分で提案した「アフターケアに特化した支援機関の設置」について、先駆的に実施している社会福祉法人に訪問調査を行い、支援の実態、活動内容、利用者（退所者）からの評価等についても検証していく。

謝辞

本研究は、2009-2011 年度科学研究費補助金事業（若手研究 (B)）「児童養護におけるアフターケア：その援助概念と方法の検討」（主任研究者：伊藤嘉余子）の成果の一部を報告するものです。調査研究にご協力下さいました施設職員の皆様に深謝いたします。

注釈

1) SCAT とは、名古屋大学の太谷尚教授が開発した質的データ分析手法である。この手法の特性として、例えば一つだけのケースのデータやアンケートの自由記述などの比較的小規模の質的データの分析にも有効である点が挙げられる。また、明示的で定式的な手続きを有するため、大学院生や初学者にも着手しやすい分析手法である。

なお、詳細については以下の2本の論文を熟読することを太谷氏本人が推奨している。

- (1) 太谷尚（2011）「SCAT：Steps for Coding and Theorization - 明示的手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法」『感性工学』10(3), pp.155-159.
- (2) 太谷尚（2007）「4 ステップコーディングによる質的データ分析手法 SCAT の提案」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）』54(2), pp.27-44.

参考・引用文献

- 1) 伊藤嘉余子（2011）「児童養護施設退所児童のアフターケアに関する研究：アンケート調査からの分析」『子ども家庭福祉学（日本子ども家庭福祉学会）』(10), pp.35-45.
- 2) 伊藤嘉余子（2012）「児童養護施設退所者のアフターケアに関する一考察：18歳で措置解除となるケースに焦点をあてて」『埼玉大学紀要（教育学部）』61(1), pp.149-155.
- 3) 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会（2011）『社会的養護専門委員会とりまとめ』
- 4) 早川悟司・斎藤嘉孝（2009）「児童養護施設退所者の生活実態と自尊感情：大学生との比較調査を通して」『季刊児童養護』40(1), pp.49-52.

Aftercare for the person discharged from Child Foster Care Institutions by the age limit : Analysis about relation between the contents and the time of support as aftercare

Kayoko Ito
Osaka Prefecture University

Summary

This study aimed to clarify the relation between the contents and the time of support as aftercare for person discharged from Child Foster Care Institutions by the age limit in Japan. The method of research involved the case study of 70 cases of actual practice of aftercare of person discharged from Child Foster Care Institutions by the age limit.

The results of the analysis identified three specific needs. (1) Assessment and planning for the aftercare practice before the discharge from institution. (2) Improvement of the system for workers of institution to perform aftercare. (3) Setting up the new social resource specialized in aftercare.

Key words : Child Foster Care Institutions, discharged by the age limit, aftercare